

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療費助成に関する事務
②事務の概要	・伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例および伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、対象者の資格管理、支払管理、更新申請受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ②所得情報を照会し、支給資格の所得制限の判定をする。 ③所得情報を照会し、高額療養費請求に関する区分判定をする。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 総合福祉WEL+医療費助成 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)医療費助成情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第2項、第19条第6号 ②伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第9号 ②伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードによる認証によって管理しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	中野 大成	桑本 成司		
令和1年6月28日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity福祉総合	1. 総合福祉WEL+	事後	
令和1年6月28日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民部福祉課 ②桑本 成司	①市民部子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人ファイルの取 り扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署	市民部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 特定個人ファイルの取 り扱いに関する問合わせ	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和2年7月10日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年10月1日	II 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年10月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和4年10月1日	II 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和6年9月25日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 総合福祉WEL+ 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 総合福祉WEL+医療費助成(標準化前)、 総合福祉WEL+医療費助成(標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事前	
令和6年9月25日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和8年8月1日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和8年9月2日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年9月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和8年9月2日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年9月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和8年9月2日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分 か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本 人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネッ ト照会を行う際には4情報又は住所を含む3情 報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和8年9月2日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えら れる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策 (当対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) システムへのアクセスが可能な職員はIDとパス ワードによる認証によって管理しており、アクセ ス権限の適切な管理を行っている。また、アクセ スログを記録し、定期的に分析することで不正 なアクセスがないことを確認している。これらの 対策を講じていることから、権限のない者によっ て不正に使用されるリスクへの対策は「十分で ある」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例および伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、対象者の資格管理、支払管理、更新申請受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ②所得情報を照会し、支給資格の所得制限の判定をする。 ③所得情報を照会し、高額療養費請求に関する区分判定をする。	・伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例および伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、対象者の資格管理、支払管理、更新申請受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ②所得情報を照会し、支給資格の所得制限の判定をする。 ③所得情報を照会し、高額療養費請求に関する区分判定をする。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年10月1日	③システムの名称	1. 総合福祉WEL+医療費助成(標準化前)、総合福祉WEL+医療費助成(標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 総合福祉WEL+医療費助成 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年10月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	①番号法第9条第2項、第19条第6号 ②伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事前	
令和8年10月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[]委託しない	[]委託しない 2)十分である	事前	